

鹿児島県委託業務成績評定公表実施要領

(目的)

第1条 この要領は、鹿児島県委託業務成績評定要領（以下「評定要領」という。）第10条に基づき、鹿児島県が発注する建設工事に係る測量、調査、設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）の成績評定の公表に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公表対象委託業務)

第2条 評定結果の公表をする委託業務は、評定要領第2条に規定する委託業務とする。

(公表の内容)

第3条 評定結果の公表は、評定要領第7条に定める委託業務成績評定通知書によって行う。

(公表の時期、期間)

第4条 評定結果の公表は、契約担当者において、毎月分を取りまとめ、翌月末に行うものとする。

2 契約担当者は、前項の公表を閲覧に供した日が属する年度の次年度の3月31日まで行うものとする。

(公表の方法及び場所)

第5条 公表は、当該委託業務を発注した課内又は出先機関内において閲覧に供することにより行うものとする。

2 閲覧をしようとする者は、備え付けの閲覧簿（別記様式）に必要事項を記入の上、閲覧するものとする。

(委託業務成績に係る意見の申し出)

第6条 意見の申し出の受理は公表の期間内とし、意見の申し出があった場合は、契約担当者において処理に当たるものとする。

また、必要に応じ委託業務成績評定評価委員会において処理に当たるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日以降の入札執行分から適用する。

